

座間市工事成績評定を入札参加要件とする案件の実施基準

- 要件 ①過去3年度に座間市で発注した同工種の工事のうち「座間市工事成績評定結果の公表に関する実施要領」の対象となった工事で、75点以上の工事成績評定点を取ったことがあり、かつ、前年度に座間市で発注した同工種の工事のうち「座間市工事成績評定結果の公表に関する実施要領」の対象となった工事で65点未満の工事成績評定点を取ったことがないこと。
- ②前年度に座間市で発注した同工種の工事のうち「座間市工事成績評定結果の公表に関する実施要領」の対象となった工事で65点未満の工事成績評定点を取ったことがないこと。

工事成績評定を入札参加要件とする案件の実施基準

工種		建築一式工事	土木一式工事	水道施設工事
発注対象件数	①	1件程度	各1件～5件程度	
	②	ただし、次の各号いずれかに該当するときは実施しない。 (1) 工種ごとの年間発注予定数が4件に満たないとき (2) 参加有資格者数が5者に満たないとき		
発注対象金額	①	定めない		
	②			
対象格付	①	定めない		
	②	座間市工事請負に関する条件付一般競争入札事務取扱基準別表2に定めるとおりとする。		
地域要件	①	座間市工事請負に関する条件付一般競争入札事務取扱基準第2条第1項に定めるとおりとする。		
	②			
発注時期		通年とする。		

発注対象 工事の選 定方法	(1) 発注担当課と契約検査課の調整にて選定する。 (2) 調整により発注対象件数に満たない場合は、契約検査課で受領した執行伺の早いもの順とする。ただし、同一公告日に同工種で複数発注する場合は、75点以上及び65点未満を各1案件以内で選定する。
公表方法	年度当初に公表する公共工事発注予定表又は入札案件概要書により公表する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月3日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。